

防災対策調査特別委員会

(平成24年4月6日)

小林博次委員長

どうもおはようございます。

ただいまから委員会を開かせていただきます。

お手元に7-1から7-4まで資料を配付しましたが、それに加えまして、2-4の資料で各常任委員会のまとめがあったんですが、審査項目とこの中の項目がずれていましたので、番号を合わせました。だから、そういうことで見てください。ただし、この中の整理が少し行ったり来たりもしていますから、また、そういうことを含んで、よろしく願いしたいと思います。

それでは、7-1、これが前回の委員会の情報伝達に関連しての協議の中身をまとめてありますので、またよろしく願いしたいと思います。

それから、7-2は各常任委員会の所管事務調査、ここで指摘いただいたものを取り出してみましたから、きょうご審議をいただいております。

それから7-3、この前6-4で中央防災対策会議から出ました資料を説明いただきましたけれど、その詳細について、ここで改めてご説明をいただきたいなと思いますので、この7-3の説明から、よろしく願いしたいと思います。

吉川危機管理監

おはようございます。失礼します。

小林博次委員長

座ったままで。

吉川危機管理監

詳細につきましては、危機管理室長のほうから説明をさせますが、中央防災会議の1次報告ということで、中央のほうの被害想定が徐々に出てきておりますが、まだまだ詳細なところまでは、これからワーキンググループ等で、国のほうで示されてくるということでございますので、第1次報告としての対応をまいりたいと思っておりますが、まだまだその内容は今後詳細なところになると、そんなことでございますので、どうぞよろしく

お願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室長の坂口でございます。

それでは、資料7-3に基づきまして、平成24年3月31日に報告発表されました南海トラフの巨大地震モデル検討会の第1次報告ということにつきまして、ご説明させていただきます。

今回の報告につきましては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震、津波を想定して推計されたものであるということで、ほぼ東日本大震災規模のエネルギーを持った地震ということ想定して報告されております。

それで、先ほど危機管理監のほうからも話がございましたように、今回につきましては第1次報告ということございまして、今後被害想定並びにその対策についてはワーキンググループを設置して詳細な検討を行っていくということで、その予定につきましては、被害想定については6月ごろまでに建物被害、人的被害、そして、秋ごろまでに経済被害について推計を行うと。その後、具体的な対策といたしましては、今回の報告を受けた中で検討を行って、夏ごろには当面の対策、これを取りまとめたいと。その後、冬ごろまでに、この今回の地震の全体像を取りまとめていく予定であるということでございます。

それでは、続きまして、震度、これにつきまして少しご説明させていただきたいと思っております。

一応、震度につきましては、4ケースを想定して、今回の発表となっております。

まずは、平成15年の中央防災会議のほうで発表されたものを基本ベースとしまして、それから東側に少し震源域をずらした設定、西側に少しずらした設定、それと、最も陸側に接近した場合の設定ということで、この4項目につきまして報告がなされております。

これにつきましては、済みません、6ページを先に見ていただきたいと思うんですが、6ページの下から7段目に四日市の震度予想というようなことで書かれております。これを見ますと、一応基本ケース、陸側、東側、西側、それと経験則、これすべてにおいて、四日市地域においては6強の揺れを感じるであろうという報告になっております。従前の中央防災会議の出した予定では6弱でございましたが、ここで震度が少し強くなるということの報告になっております。

震度につきましては、以上でございます。

戻っていただきまして、1ページのほうの津波のケース、これもケースが大きく11ケースに分かれております。これは駿河湾から日向灘にかけて、九州沖ですね。九州沖にかけての横滑りのエリア別、エリア、滑りのエリア別に1カ所がずれた場合とか、2カ所がずれた場合、または1カ所がずれて、それに分岐する断層が動いた場合というようなことで、11通りのケースを想定しております。

その中で、この中の駿河湾から紀伊半島沖の滑りの設定、それと9番目、に書かれております愛知県沖から三重県沖、それとプラス室戸沖、これが連動した場合の揺れ、揺れにつきます津波高というのが、新聞報道でされておりました四日市で3.6mの津波というケースになってきます。それが、済みません、ページ数でいきますと、8ページ、8ページの下から7段目に四日市の津波のケース別の津波高が記載されております。

これを見ていただきますと、今、先ほど私が説明させていただきましたケース1、ケース9というところで3.6mの津波という予想になっております。従前であれば2.4mということで、1.2m高さが増加するというような報告結果となっております。

それと、今回、次に、説明させてもらったものが詳細に書いてあるのが、次の2ページから5ページのところなんですけど、特に4ページを見ていただきますと、済みません、斜線が引いてあるんですが、10行目あたりに、50mメッシュ単位で今回は計算したと。さらに精度の高いものにするために、4月以降については10mメッシュによって、推計結果によって、今後の結果が変わる可能性があるということで、今後より詳細な検討もなされ、なおかつワーキンググループによる被害想定、対策等が今後出てくるということでございます。

簡単ではございますが、資料7-3についてのご説明を終わりたいと思います。

小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは、質疑があれば、どうぞ。

樋口博己委員

ありがとうございます。ご協力いただきました。

きょうの資料で1ページ目の震度分布の検討ケース、四つの例を挙げていただいていますけれども、先回るとき、いただいたこの津波シミュレーション暫定版の考え方とのこの

ケース、想定ケースは連動してないんですかね。これは。

小林博次委員長

この説明をしてもらったんやろう。

坂口参事兼危機管理室長

済みません。今回のこの発表につきましては、中央防災会議の中のモデル検討会というところを出したところが、前回の発表したところと発表機関が違うということで、うち、うちというか、国から出ておるものとしては、今回出たものが一番大もとであるという考え方を持っております。

以上です。

小林博次委員長

よろしいか。これは前回6-4でご説明をいただいたものをさらに詳しくということでございましたから、また、あれば途中経過でも結構ですから、出してください。

それでは、資料7-4の説明をお願いします。

坂口参事兼危機管理室長

危機管理室長の坂口でございます。

引き続きまして、資料7-4のご説明をさせていただきます。

災害時における市役所の体制ということで、災害対策本部、これの体制、設置についてご説明をさせていただきます。

まず、第1ページ目から説明させていただきますが、設置につきましては、一応気象状況とか地震の大きさ等によって、その設置、または規模、こういうものが変わってくるわけですが、まず、設置に当たりましては、暴風雨、大雨、洪水等の警報が出た時点で立ち上げる。また、地震につきましては、市内で震度4以上、県内で震度5以上で立ち上げます。それと、あと、大規模地震の特別措置法に基づくところの地震予知情報及び警戒宣言が発せられたとき、その他、調査情報が発表されて、市長が必要と認めたとき、それ以外にも異常現象等によりまして市長が必要と認めたときに、災害対策本部を設置するわけでございます。なお、災害対策本部が設置する前の段階といたしまして、各注意報

等が出た段階で、危機管理監、都市整備部、上下水道局、商工農水部等におきましては、そのそれぞれの部のマニュアルに基づきまして、災害対策本部を立ち上げるための準備体制として、体制を整えるということになっております。そして、警戒体制に入った場合につきましても、初動、1次、2次、3次、非常というようなことで、5段階に分けて体制を整えていくということでございます。

警戒体制につきましては、先ほど言いました危機管理監をはじめ、都市整備部、上下水道局、商工農水部、消防本部、ここにつきましては各部局が持っておりますマニュアルに基づいた配備体制、その他の部局におきましては最低1名の人員配備を行って、初動の警戒体制に入ると。その後につきましては、1次につきましては各所属1名程度。2次につきましては所属職員の3分の1、3次につきましては所属職員の2分の1と。そして、非常体制については全職員というような規模で災害対策本部を設置し、災害に対応する体制を整えていくということになっております。

続きまして、4ページにつきましても、同じようにこれは各地区市民センターの体制について記載させていただいたものでございます。

続きまして、5ページなんですが、これにつきましては、先ほどご説明させていただきました警戒初動、1次から3次、非常体制、これのメールというか、昨年のメール実績等による人員配備ということで数値を挙げさせていただいております。ただ、この中で突出する消防本部が68名でずっと3次まで同じ人員で挙がっているのですが、これにつきましては少しこの配備体制が、消防はふだんから防災対応をしている関係で、ふだんから市の1次体制の人員確保をやっておりますので、ここで少し市との1次、2次、3次の分け方ができませんので、このような形で、通常体制で68名いますということで、それと、消防の場合、3次でもうすべての職員が招集になっておりますので、体制数の少ない最初から1次体制をとっているという状況の中で、ちょっと人員が区分できないので、このようにちょっと68名という数字でそろえさせてもろっているところがございます。一応人員としてはこのような形で、その体制によって招集をかけて集まるということになっております。簡単ではございますが、体制につきまして、以上、説明を終わりたいと思います。

小林博次委員長

この7 4は市の防災体制に関連して、だから、大きい項目の(3)に話題を移していただきますので、何かあれば質問してください。

中村久雄委員

ありがとうございます。

この災害対策本部の組織図の人員の確保ですけれども、各地区で緊急分隊でしたか、名前で市役所の職員が何人か決まっていますよね。そういうものを含めて、この本庁に来る人の人数ですけれども、これはその居住地なんかも考慮して、ここに入っているんですかね。市外の方もたくさん市の職員にいらっしゃると思うんですけど。

坂口参事兼危機管理室長

済みません。先ほど委員のほうから話がございました、地区市民センターへ集合させる緊急分隊については地域性を考慮させていただいております。ただ、こちらのほうの災害対策本部へ来る者に関しましては、その部署の業務というものがございますもので、一応こちらのほうへ集合をしていただいて、そちらのほうで災害に対応したところへ出動させるというふうな形をとっております。

中村久雄委員

だとしたら、どういう災害の被害の状況にもよりますけれども、本当にこの机上の数字でしかないというふうな形で、マニュアルとして、というふうな理解でいいんですね。それしかできませんよね、今。

吉川危機管理監

ちょっと補足しますが、この本庁の中の職員の中でも、特に災害対策本部のほうで緊急分隊も招集できるようになっておりますので、居住地の近い人については一応災害対策本部の緊急要員として招集を、早くここへ駆けつけていただく人間も決めておりますので、把握しておりますので、ちょっと補足させていただきます。

中村久雄委員

わかりました。

次のことですが、市議会のほうも平成18年度ですか、こういう緊急対策、災害対策本部の取りまとめでしたか、出ていると思うんですけども、これはこの市全体として

この組織図の中でどういう、どこに市議会の災害対策本部がどうかかわりを持つのか
ということは…。

小林博次委員長

この中には入ってないですね。

中村久雄委員

この中には入っていませんね。どういう動きをするのかというのが、それはもう議会で
決めることですから。

小林博次委員長

そうですね。

中村久雄委員

これはここで議論、ここで確認していったらいいことですね。

小林博次委員長

何かありますか。それでいいね。

中村久雄委員

わかりました。

小林博次委員長

だから、後日また議会の項に関して問題提起させていただきますので、そこでよろしく
お願いします。

森 康哲委員

関連。

市外と市内の職員のことですけれども、各部ごとにその把握をしてもらっているんでし
ょうか。

内系危機管理室主幹

室付主幹の内系です。

各部局の職員配置につきましてはいろいろな職務の関係もありまして、こちらとしてはどこの方がこういった形という形のリスト、各部局の1次、2次、3次、非常の体制のリストはいただいておりますので、そちらのほうで把握をしていると。ただし、1次から非常までの職員の体制につきましては、基本的には各部局ごとにそれぞれの職務を災害時の対応も任せてあることから、各部局のほうで、基本的には近いところが1次とか、この職務の方であれば、やっぱり必要であるから1次という形で、その部局によって1次から非常までの体制については配備要員のほうを整理していただいているというふうな状況でございます。

以上です。

森 康哲委員

そうすると、リストは持っていますが、その中、リストには載っていないということですね。

内系危機管理室主幹

済みません。室付主幹の内系です。

リストにはその居住地であるとか電話番号、当然携帯を持っておられる方は携帯番号というか、その連絡先のほうについてもいただいておりますので、そちらのほうで把握はしております。ただし、配備につきましては、いろいろなケース、都市整備部であれば都市整備部のやるべきことであるとか、環境部であれば環境部のやるべきことがありますので、1次からの配備の体制につきましては、部局の業務に応じて、部局のほうで判断して配備をしていただいているという今の状況であります。

以上です。

森 康哲委員

できれば、非常呼集訓練とか今までやったことはあるのか、ないのか、ちょっとわからないですけども、全庁的な訓練をやった場合、どれだけ時間がかかるのかとか、それも

やっぱり危機管理室としては把握していかないといけないと思うんですよ。市外で、例えば津市からとか、遠いところだと名張市とか、みえると思うんですけども、非常時にはやっぱりそういうところは交通機関が寸断されて来れないということもありますので、その辺のところの把握だけはきちっとしっかりしていただきたいと思うので、コメントいただきたいと思います。

吉川危機管理監

ご指摘のところは特にこれから注意して重点的にやりたいとは思いますが、現在では個人個人のそのアスクメールというので、非常参集まで実際にはやりませんが、想定して、毎年この異動時期を含めてやっておりますので、また、近々にもやりたいというふうに思っています。その中では個人で大体そのどれぐらいで参集できるかという時間的なものも返していただくようなところもございますので、そういったところでまず把握はしますが、実際にやっぱり参集訓練等もやるようなことも今度必要になってくると思いますので、十分その辺はまず体制を整えるという部分では、今後一番検討するべきでございますので、十分検討して対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

森 康哲委員

訓練をしていただくのはいいんですけども、例えば新卒者の採用時にそういうところは考慮してもらうようにお願いしているんですか。

吉川危機管理監

特に危機管理的に重点的にお願いしたということは聞いておりません。ございません。ただ、今後その点も配慮できるのかどうかも十分人事担当のほうと協議はしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

内系危機管理室主幹

済みません。室付主幹の内系です。

きょう、ちょうど午後から新採職員向けの職員研修のほうを、危機管理室のほうで、2時間、今までは1時間だったんですが、2時間枠を設けていただいております。そういった中で、当然職員としては災害時には必ず来ないといけないと。そういったためには何を

しないといけないのかというところについては、しっかり2時間の間で話をさせていただくようなことも考えておりますので、あわせて今の補足として説明させていただきます。

以上です。

森 康哲委員

そういうことを言っているんじゃないで、物理的に交通機関が寸断された場合、市外と市内ではやっぱり距離的なことで、来やすい、来にくいというのがあると思うので、その辺のところを考慮していただきたいというふうにお願いしているので、よろしく願います。

小林博次委員長

それと、個人情報で電話帳に電話番号が書いてない職員が随分いるけど、それは大丈夫なんですかね。そのあたりは。

内系危機管理室主幹

済みません。室付主幹の内系です。

職員の体制については、個人情報ということもありますけれど、必ずこちらのほうへ連絡体制のほうの連絡網はいただくような形になっておりますので、うちのほうで電話帳で調べるのではなくて、職員のほうからいただくと、その配備体制についても、こちらのほうに、だれが1次、だれが2次、だれが3次に出るのだということについても記入したものを各部局からいただいておりますので、そちらのほうで把握できるという形になっております。

小林博次委員長

職員のほうから電話をもらう。災害対策本部からは電話はしないのか。それ、全部が来れる条件ではないと思うんだけど。

内系危機管理室主幹

済みません。内系です。済みません。

リストについては、職員のほうからいただいております。あと、参集については、基本的

にはうちでは非常参集システムというような形で、メール配信サービスのほうを持ってありますので、それプラス電話連絡等、電話がつながるという状況であれば、電話連絡という形で、一応二重でそのリストを使って、各部局から連絡する。メール配信サービスについては市のほうから一斉に要は配信するという形のシステムで招集体制をとっております。以上です。

小林博次委員長

そうすると、メールと電話がとまると、連絡は行かないと、こういうことだね。

坂口参事兼危機管理室長

それほど大きな災害になれば、自動参集ということで、自動的に参集するように。ある程度の電話線が全部切れるような状況の大災害であれば、自動参集になってきますので、十分職員は参集できると考えております。

小林博次委員長

わかりました。とりあえず。

樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

今回の資料の中にいただいてないので、資料請求もあわせて質問させてください。

指定避難所と緊急避難所の開催要件と、指定避難所と緊急避難所がどういう要件で開かれるかという資料と、この職員の配置の中で、どこの部局がその緊急避難所の要件に関しては用意されていないというお話は先般来伺ってはいるんですけども、改めて質問させていただく部分と、この場で。

それから、その緊急避難所の部分は危機管理室の範疇にないというふうには聞いているんですけども、今後の課題と対応の部分のお考えを伺いたいということと、指定避難所はその地区市民センターであったり、学校施設であったりで、部局が違うと思うんですけども、どこに関しては、どういった施設に関してはどの部局がその責任を持って当たるのかという部分を教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

吉川危機管理監

ご質問のところなんですが、まず、避難所の開設要件につきましては、それぞれ避難所の運営マニュアルでしたか、地域防災計画の中で定めておりますので、その中で主に財政経営部が担当するわけでございますけれども、当然学校施設が多くございますので、その点については教育委員会、学校の校長先生、それから、地区の自治会のほうも関与をしていただくとか、あるいは地区市民センターも把握をしていただくとか、開設についての準備についてはそういうところで複数で対応していただいて、それから、職員につきましては財政経営部が担当すると、主に担当するということになっております。

それから、緊急避難所につきましては、今、全面的な見直しを地域防災計画に合わせてさせていただくんですが、職員対応というのはとても不可能ということでございますので、ただ、ではどうするのかといいますと、今のところは地区のその防災組織なり、自治会のほうでやっていただくというところでございますが、その辺についても、ちょうどこの3月8日に地区の防災協議会組織を一元化させていただきましたので、一番のその取り組みの課題として、そういうときにどうするのかというところを重点的に、それと、緊急避難所の実態も把握をさせていただいて、耐震性のないところもありますので、耐震性のないところは早急に耐震化していただくとか、あるいは避難場所にしていただいて、避難地としていただいて対応するとか、今のところ現状はそういう対応をきちっと緊急的には決めていきたいというふうに考えております。

それから、対応の中でも福祉避難所といいますか、2次避難所につきましては福祉施設でございますので、福祉のほうで把握をしていただくというところで、特に公設のところではあけぼの学園とか限られたところしかないの、あとは民間のところでございますので、それについての2次避難所の願いはしてあるんですが、どういうふう開設していくところが、はっきり申してきちっと定めておりませんので、そういったところも今後の地域防災計画見直しのところで、福祉避難所としての位置づけをして、どういうふうにしていくかというところも検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

樋口龍馬委員

今の三つの指定避難所、緊急避難所、福祉避難所の位置づけなんですが、やはりこの防災対策調査特別委員会としては、把握を共通認識でしたほうがいいのではないかなという

ふうに考えますので、その考え方について資料をいただければと思います。

あと、産業生活常任委員会の先般の議会中の調査の中で、緊急避難所に係る安全の部分の修繕を行う場合の補助という資料を、追加資料の中で、各避難所の建設時期を記入した集会所リストというものを出していただいているので、それをこちらの委員会のほうでも共有していただければ、少しヒントになるのかなと。

それから、加えまして、その緊急避難所というのは、私が産業生活常任委員会の中で伺ったのは、自治会のほうから、ここを緊急避難所にしたいよというワンペーパーにサインをして出すと、それだけで緊急避難所に集会所になるんだというような説明でしたので、そのあたりの精査についての考え方もあわせて資料で出していただければなど。大変古い集会所も避難所に当たって、今それは、危機管理監は精査していくというふうにおっしゃってみえましたけれども、現状の体制というものはこの委員会で共有すべきというふうに考えますので、先ほど言った資料も市民文化部のほうででき上がっている資料でございますので、ぜひこちらの委員会のほうで共有させていただければと思います。

以上です。

小林博次委員長

資料はいいですね。

吉川危機管理監

共有する部分の資料も含めまして準備させていただきます。よろしく申し上げます。

山本里香委員

緊急体制を職員配備などの説明をいただいたわけなんです、市の機関としては本庁、それから地区市民センターが大きな地域での防災のかなめになるんですが、市の持ち物の中で、勤務時間中であった場合と、その夜間であった、つまり休日とかであった場合とかで、今、休日とかであった場合や夜間の集合体制が言われていたわけなんです、どちらにしても指定管理になっている施設で公の施設、市の施設で指定管理になっている施設のこの緊急事態での配備とか、そこら辺のところはどのようになっているんでしょうか。というのは、この間の大雨のときに、貸し館なんかのところでは利用者の方に連絡をして、やめてもらったりとか何かの体制をとりながら、その勤務時間中だったので、午後につい

てはだれか1人は残りますとか、そんな話が出ていたり、パートの方には帰ってもらえとか、そんな話が出ていたのは、あるところあるところで聞いてはいるんですが、指定管理の建物もだれかは残っていないといけないとか、そんなことが公のものだったら出てくるんだと思うし、ですが、指定管理に関してはどのような対応になっているのでしょうか。

吉川危機管理監

ちょっとその問題点も財政経営部のほうと協議もさせていただきました。指定管理者のその契約の中で、必ずその指定避難所等になっている場合は開設をしていただくように、内容的な精査をしていただくということで、しておりますし、緊急的には財政経営部のほうから、そういう指定避難施設になっている指定管理者等については、その旨徹底をしてくれということで申し入れもしまして、徹底をしていただいたというふうに認識しております。

以上です。

山本里香委員

指定避難所となっているところは、その契約の中に、今までもその条項はあったと思うんですけども、それを確認して、徹底を今後してもらおうよということ、それがあつて、それがあつて、程度明らかに、こう例えば指定管理のものも地区市民センターに準ずるような形になると思うんですが、指定避難所ではない施設についても一応公のものだから、だれかは……、皆指定避難所になっていますか。指定管理のところ。なっていないところが私もあるように思う。そういうところで、対応としては公のものだから、だれかはいたりとか、そんな対応になるんだらうと思うんですが。

吉川危機管理監

避難者とか、やっぱりすぐに対応していただくところはそういうことで、今、申し上げたとおりなんです、それ以外のところがあると思うんですが、その点についてはやっぱり公の施設としての管理体制上の被害が出ているかどうかとか、被害に対する対応であるとか、あるいは実際に昼間で開設していたところで発生した場合とか、いろんな管理の契約の中の対応をしていただくと思うんですが、ちょっとその辺は十分把握しておりませんので、十分確認の上、ただ、ちょっと避難所にはなりませんので、その辺はちょっと公

の、公的な施設としての管理の中で十分対応していただくものだというふうに理解をしております。

以上です。

山本里香委員

体制の中で指定管理になっているところについてもきちんと運営ができていくように、避難所としての運営もそうだし、一応その緊急事態のときの待機の状況とかも含めて、やっぱり市民の人は、これは公の施設というイメージで思っているので、緊急避難所になっている、なっていないにかかわらず、頼ったりすることもあると思うんですよね。そういう意味合いで地域にやっぱりその公の施設がきちりと、どこの地域にもあるというものではないですけれども、役目を果たすという意味で、指定管理の部分についてもきちんと対応して、決まり事をつくっていただきたいと思います。

小林博次委員長

よろしいか。

大体理解できましたかね。よろしいかね。

資料7 4までいきましたが、資料7 2で、各常任委員会から上がっている意見もここへ添付してありますので、あわせて議論されてない部分がありましたから、よろしくお願ひしたいと思う。常任委員長もお見えになり……。まだ、あったか。今の。ちょっと戻ります。

樋口龍馬委員

配備のことで、済みません、1点だけ。地域マネージャーというのはどこに含まれてくるのかだけ教えてください。

坂口参事兼危機管理室長

この計画の中には地域マネージャーは含まれておりません。

小林博次委員長

済みませんな。

各常任委員会から所管事務調査で上がった意見がありますから、委員長もおみえになるので、あれば出してください。これは、総務常任委員会が多いかな。自分たちの委員会分もあると思うんだけど、よろしいか。

藤井浩治委員

見ていて思い出した。

今回かなりの数、人員増をしていただいたわけですがけれども、総務常任委員会のときに指摘をさせていただいたのは、県が危機管理監でしたか、副知事級でしたよね。津市の場合もかなりの権限を持ったポストが用意されました。四日市市の場合は余り変化がないんですけれども、吉川危機管理監はその辺ご満足ですか。

吉川危機管理監

増員をいただきましたので、10名体制ということで、その点につきましてはご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。ただ、権限、それから組織のあり方につきましては、先般も市長にも申し上げたんですが、直接、やっぱりどういう体制が一番組織として動けるのかと。今、ちょうど権限のところでございますけれども、今の災害対策本部のこの資料にはちょっと出ておりませんが、一応私の立場としては災害対策本部の本部長は市長で、副本部長は副市長と危機管理監ということで、副市長並みの非常体制のときには権限をいただいているというふうに自分では認識をしております。

ただ、それが組織的に徹底をされるかどうかといいますと、今後それを十分徹底していただきたいというのが私の思いでございますし、それから組織体制の中では、今まさに問題点は前にも目標を定めて3日以内3時間以内にはどうする。それが、まず指示がなくても動くという体制をつくらなければいけないというところでは、権限交渉ももちろんでございますが、体制の中で、そういう行政の平常時の体制では多分動かないだろうと。

ですから、県もそういう体制を今つくろうとしておりますが、四日市市も、県に別に合わせるつもりはございませんが、非常時の部隊編成といいますか、行政の中での危機管理監を仰せつかりましたので、消防のそういう認識もちょっと入れさせていただいているんですが、非常時に行政はBCPである程度対応する通常業務を除いては、こういう部隊編成、体制でいくんだというぐらいの体制もつくりながら、その辺も含めて指揮系統も含めた組織見直しというか、体制づくりというものを十分検討していきたいというふうに、今

はそういう状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

藤井浩治委員

まだ4月に入ったばかりですので、どのように機能していくのか。今後組織機構で支障があれば、いつでもおっしゃっていただいて、我々も協力できるものはさせてもらいたいなと思ひます。しっかり頑張ってください。

森 康哲委員

藤井委員がほとんど8割9割言っていたので、あれなんですけれども、総務常任委員会の中で、人数的なことも議論があって、以前は7名体制で1名欠員ということで、6名でやられていたと。かたや津市は14名体制で、ことしから30名。倍増して、なおかつ統括する管理監の地位も向上したと。かなり同格市としては、四日市市は貧弱なんじゃないかなと感じているんですけれども、その辺もう一度ちょっと体制的に、30名、50名というものを目指すのか。何でこういう話になったかというのは、やっぱり津波避難ビルの認定、そういうところがかなり足が遅かったと。人的に不足しているんじゃないかなというので議論されたと思うので、その辺のところをちょっと皆さんに報告をしていただきたいと思ひます。

吉川危機管理監

ご辛抱いただく部分もございませぬので、ありがとうございます。

ただ、津市の場合も2年間の限定とか、そういったことで緊急にやるべきものがあるので増員をされているということでございまして、今、津波避難ビルの指定がいろいろ業務のおくれもございましたんですが、私の思いとしては、昨年4月時点で今の体制であれば、おくれることなくできたのかなというふうに、少し本音で申し上げますと、そういうところもございませぬが、ただ、6名の職員が本当に頑張っていましたので、私は、ある意味では、十分四日市市は津市に負けない体制、対策というか、そういうものをとってきたというふうに思っています。

ただ、この10名体制というのは、本当にある意味では限界、一番最低のところの動きの体制かなとは思ひますが、しかし、人数がいて、では何もかもできるのかということ、そういうことはございませぬので、少数精鋭のそれも副参事以上の管理職の立場の方もふやし

ていただいたと。これは私の希望でもございましたんですが、そういった中で、調整機能として十分機能できると。それから、業務も本年度の事業を果たしていけるというふうに考えております。

ただ、新たな想定等も出てまいりますと、それに対する対応になりますと、さらに事業、それから対策というものを打っていくということになりますと、まだまだ人的には不足する部分もあるというふうにはっきり認識をしております。

いずれにしても今の体制以上ということになりますと、国の中央防災会議の被害想定が出てこないといけないというところがございますので、そういったこと。それから、行政と消防と、今、それぞれの専門的な立場で入っていたりしていますので、そういった割合であるとか、あるいは機動的な対策のおくれというものも出てくるといけませんので、そういった体制づくりは今後見直し、検討、先ほど申し上げましたが、その中でも十分検討して、また、ご支援をいただけたらというふうに考えております。

以上です。

森 康哲委員

四日市市の消防本部は、僕は日本一の消防本部だと思っているので、それを全庁的に動かすのが危機管理監の役目だと思っているんです。ぜひお互いが動きやすいように、そして、連絡が常にとれるように。昨年あの台風12号や集中豪雨のときのようなことがないようにお願いしたいと思います。

以上です。

荒木美幸委員

関連で。

今回危機管理室に女性が配備をされまして、大変頼もしく思っていますし、また、福祉の部分で随分活躍をなさってきた方ですから、きめ細やかな、これからいろんな意見を吸い上げをしていただけたらと思うんですが、今後のその女性配備についての考え方についてお聞かせいただければと思います。

吉川危機管理監

この女性の配置につきましても、私が特に希望を人事当局に申し上げて配置をしていた

できました。素晴らしい方が来ていただいたなというふうに認識をしております。特に女性目線の今後防災対策をとっていくという部分で、早速いろんな視点、女性目線の対策の取り扱いをぜひ意見を求めていきたいと考えておりますし、どういうふうに庁内で意見をまとめる、あるいは外部の意見をいただくという部分では、どういうふうな組織づくりとか、どういうふうにしていったらいいのか、そういったこともすぐに始めたいと思っておりますので、そういったところでも、具体的にはちょっと対策としましては今後でございますが、おくれることなく、特に女性の授乳であるとか、いろんな避難所のケースも聞いておりますので、東日本大震災の対応がおくれることなどです。プライベートスペースのそういう資材が、既に購入を昨年度でいたしました、さらにそれを充実するとか、どういうことが必要かというところを早急にまとめていただく中心になっていただきたいというふうに考えています。

以上です。

荒木美幸委員

ありがとうございます。

これからどうか、地域の防災マニュアル等の整備に入っていくと思いますので、どうかきめ細やかに地域に入っていただいて、活躍をしていただきたいと思っておりますし、また、人員の面でも、またプラスアルファを今後考えていただくと大変うれしく思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

竹野兼主委員

各常任委員長という話で言われていますので、私たち、ちょうど都市・環境常任委員会の部分では、その災害が起こったときのその後のパターンで指摘が多かったと思います。そのライフラインの復旧とかいう部分で、そういう部分では道路整備の関連の方とか、上下水道局の関係の部分で、こうきちっとそのメンバーを集めてきてもらっているんだなというふうに改めて思っているところです。それと、また、吉川危機管理監もこの1年、2年の間の状況、人数は少なかったかもしれないけれど、しっかりとしたその危機管理の基本的なマニュアルをある程度はつくれたんだというふうに確信を持って言っていたところには評価と、それから、実際この防災、災害に関しては、起こってみたいとわから

ないところもありますが、当然その想定をしたそのマニュアルができてなければ、全く何もできないという状況でもあることは認識しておりますし、その言葉を信じておりますので、ぜひ進めていっていただきたいんですが、今後そのメンバーを加えた、お集まりになった中で、その防災の初動体制、そういうものはすごくよくわかったんですけど、私たちの常任委員会でこう指摘した部分のところでの今後の体制的な、全体的にどんなような形でこう連携をとっているんだという、もし何かその目標という部分でも結構ですので、この中には空き家対策、そういう道路のライフラインが止まったりという部分の中で、その問題を指摘されている方は、議員の方はたくさんいらっしゃるんですけど、そういうものも含めた中でその復旧のためのこの危機管理室という部分のところのお話を少ししていただければ、ありがたいなと思っておりますが、もしあれば結構ですけど。

吉川危機管理監

復旧のほうではなかなか難しいところもあるんですが、ただ、東日本大震災の復旧復興の中でもいろんな指摘もされておまして、私は特に都市整備部とは連携して、まず、復旧までちょっと話がいくかどうかわかりませんが、都市整備部の都市計画マスタープランの中でも見直すと言われているんですが、そういったところも予防面で早く見直しをしていただくような連携の何か協議をしていきたいというふうに考えていますし、それから、特に避難対策につきましては、そういう意味では橋梁整備であるとか、道路整備であるとか、とにかく避難には一番そういう部分のインフラが必要になってまいりますし、そういったところを先に手をかけていきたいというふうに思っていますし、それから、復旧の部分では、やはりそういう液状化であるとか、インフラ、ライフラインのところも計画の中でどういう復旧、どういう対策をとるんだということも決めておいて、すぐに復旧を、何かから手をつけるという優先順位も決めてやっていく計画でないといけないというふうに思っていますので、特に東日本大震災の反省点はそういうことを伺っておりますので、道路整備、そんなのは当たり前のことなんですけど、その中からでも、何かから優先順位をしていくのかと。まだまだちょっと検討の部分が十分されておきませんので、お答えにならない部分がありますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

竹野兼主委員

その意識を持っていただく。先ほども職員の人たちというのは、特に危機管理の部分で、政策推進課の皆さんと連携をとられているという部分の中では、職員の中には少なくともだれよりもそういう意識を持った方たちがいる。それで、それと、危機管理室のほうでも、当然初動体制以上にその後の部分のところの視点も持っていただいている。今、具体的なものはないという言葉は、お話をいただきましたけれど、意識としては持ってもらっているというのは、今、確認させてもらいましたので、今後ともその優先順位という部分、本当に、これは、なかなか起こって見ないと難しいところというのは本当にあるとは思いますが、危機管理室は危機管理室としてそのリーダーシップをとるんだという意識をもう今も持たれているので、当然都市整備部は都市整備部で、それぞれ何が重要かというような話はあると思いますが、その視点をしっかりとその都市整備部、また上下水道局に提言しながら、優先順位の、ひょっとしたら見直し部分、外れたというか、見逃している部分もあるかもしれないので、そこをぜひしっかりと進めていっていただきたいとお願いしておきます。

以上です。

小林博次委員長

では、ここで10分ほど休憩します。11時10分まで。

それから、お茶は隣の部屋に全部用意してありますから、よければ傍聴の方も飲んでください。

10 : 58 休憩

11 : 12 再開

小林博次委員長

それでは、再開します。

樋口龍馬委員

先ほどの竹野委員の話にちょっと関連させていただきまして、液状化という話が多少出てきたかと思います。私も平成23年6月定例月議会の一般質問の部分では、吉川危機管理

監に、液状化のマップが少し古くなってきているのではないかと、技術革新等がもし調査の中であるのであれば、また改めて液状化について調べていただくということも必要ではないでしょうかというような問題提起をさせていただいて、そのときのご答弁の中で、技術的な進歩があったかどうかを調査研究いただくというような内容でご答弁をいただいたように記憶をしております。そのあたりの進捗がどうなっているかという部分をお聞かせ願いたい。また、平成23年11月定例月議会の一般質問でもその液状化に関連して世界測地系の移行ということも質問させていただいておりますので、その両面の視点から、今現在の進捗があればお聞かせください。

吉川危機管理監

液状化につきましては、マップ自体が先般申し上げたように古くございますので、これを全面的に改正するという含めて、それから、楠地区が調査をしてありませんでしたので、これも含めて新しい液状化に対する防災マップを作成する調査をしたいというふうに、本年度中にしたいというふうに考えています。それに従って対策……。失礼しました。それから、三重県のほうも液状化の調査等も実施するというのでございますので、その辺も含めまして詳細の液状化の最新のものに変更して、対策につなげていきたいと。液状化の対策につきましては、既に上下水道局のほうでは、本管に対してはかなりの液状化対策をしているというふうなことでございますし、あと、中部電力、それから、東邦ガス等ガス関係につきましても、液状化対策をできるだけ促進していただくように、それから、一般住宅の関係も、前もご指摘がございましたけれども、液状化の対策をとっていただくについての支援ができないかとか、いろんなことを早急にそのマップの最新情報も含めまして対策を検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

樋口龍馬委員

そうすると、その県との支出割合であったり役割分担を検討しながら、今後補正予算でその部分の金額が上がってくるということなんでしょうか。

内系危機管理室主幹

室付主幹の内系です。

三重県のほうが、今回の中央防災会議のマグニチュード9.0相当の結果、また、後ほど出てくる被害想定なんかもあわせまして、早急に県内の津波の浸水予測図であるとか、液状化の予測なんかも出してくるという形もありまして、市としては、ボーリングデータなんかも、極力県のほうへ出すような形の指示のお願い等は来ております。市独自でできる部分と、平行して県のほうがある程度進んで、県のほうが細かいことをやるという形であれば、そちらのほうから平行して早急にデータをいただくなどをしまして、マップ化するなどをして、なるべく市としてもコスト的なものとかスピード的なもので、三重県のほうのものが使えるものであれば、そういったことも考慮しながら進めていくということ、県のほうにも要望しているようなところであります。

以上です。

樋口龍馬委員

ちょっと今の説明を伺っていると、連携の部分でその上手な連携がとれているかというところ、まだ難しいところがあるのかなというふうには感じたんですが、その方向性は一つなわけですから、役割分担であったり、その同じ事業を進めるに当たっての費用の負担割合であったりという形であれば理解できるんですけども、こっちがこれをするから、そのデータを出して、あっちがこれをしたから、このデータをとってというのでは、なかなか進めていきにくいのかなという印象を覚えますので、ぜひその事業が立ち上がってくる段階での調整というものを、これはもうお願いをしたいというふうに考えます。

もう一点、済みません、今、中部電力が液状化のという話をされたんですけども、先般の議員政策研究会のほうで、都市・環境常任委員会とお話しさせていただき、環境部の方たちもおいでいただきながら、我々議員間で進めていく中で、電柱の埋設化を行っていないと、いざ被災したときに、電柱が倒れていて避難経路がふさがれるという可能性も考えられませんかという話をしたときに、なかなか電線埋設というのは非常に難しいんですというようなご答弁もあったんですけども、答弁というか見解もいただいたんですけども、そういうところにもその今の補助が出る、出ないという基準を見直していただくようなことを、県や国にも要望しながら、その確実な避難経路の確保、ちょっとこれ今回の3番とは外れてくる部分になってくるんですけども、そういったところも調査と研究を、危機管理室の視点からもやっていただければなというふうに思いましたので、これは、もし今の時点で見解があればお願いします。

吉川危機管理監

中部電力、それから東邦ガス、非常に埋設の部分では、東邦ガスあたりは対策をとれるということも聞いておりますけれども、中部電力の場合は対策としては電柱の深さを深く埋めてというふうな対策は一部やられているようでございますが、まだまだ不十分なところもありますので、そういう対策がとれるようなデータが出るのか。それと、その辺も含めて、ライフラインの各社とは十分協議をしていきたいと。それから、万が一の被災のときには、早くそういう道路警戒というか、道路を確保するという意味で、本年度移動系の無線関係もライフラインとも直結したライフラインの各社に無線の配備をさせていただきますので、そういう情報を求めながら、早くもちろん避難路は確保するということを前提に対策を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

樋口龍馬委員

尾上町から危機管理監と一緒にこの前歩かせていただきましたよね。やはり細い道等々で電柱が倒れたらということもお話ししながら、あのとき歩かせていただいたと思いますので、認識としては同じ危機感を持ってやらせていただいていると思うので、そのいろんな制度が変わってくる中で、しっかり情報が収集できる状況だけはとっていただいて、迅速に制度が変更になった場合に一番に乗っかっていけるように、そこだけしっかりと情報収集に努めていただきながら、また、場合によっては発信をしていって、制度改革に努めていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

小林博次委員長

また、この項に関しては5番目の地震に強いまちづくりに関連して、そこで少し議論したいので、何かデータがあれば、例えば関西電力と比べると、中部電力は電柱が浅いんだよね。だから、もっと深く埋めていただくとか。電柱が揺れて、家が壊れていたですね。家が引っ張って電柱が倒れたのと違って。途中で電柱が折れたりもしていますよね。だから、電柱の補強だとか。あの合同ガスなんかはジョイントを全部この辺は入れかえた。全部入れかえた。震度7に耐えられるような、そんな感じの対応が進んだと思っているんだけど、だけど、壊れたとき復旧する直接部隊は四日市市にいないので、やっぱり四日市市

にびしっと部隊を置いてもらうだとか、そんな前の防災対策調査特別委員会の指摘事項について、またチェックしておいてください。(5)の項でまた質疑があれば、関連してご答弁いただきたいなど、こんなふうに思っています。

中村久雄委員

関連なんですけど、今、委員長のほうから(5)のほうでということでしたけれども、やはりこのアクセスルートというのか、やっぱり非常に大事な。市の職員の参集にもそうですし。それで、日本一の消防体制を持っていても、その被災地に行けないことにはどうしようもないという部分で、やはりこの四日市市のアクセスルートを今どういうふうに考えているのかということと、今、樋口委員から出た意見と、そのもろもろ、そして、緊急輸送道路と緊急警戒道路と、データは、前にインターネットで調べて見たんですけれども、もう一つわかりにくい。この(5)のところに入るときに、ちょっと資料として、四日市市の地図の中で、ここが緊急輸送道路になっている道路、これが緊急警戒道路になっているよという部分で、ちょっとそういうアクセスルートを市としてどういうふうに考えているかというのも考えたいので、そういう資料請求と、それで、今、そのアクセスルートは(5)でいきますので、そういう資料請求だけまずお願いしたいと思います。

吉川危機管理監

緊急輸送道路の指定もございまして、その辺も含めて資料を出したいと思います。

なお、ちょっと補足させていただきますと、緊急輸送道路は、それぞれ国、国道なら国、それから県、それから市というふうなことで、所管のところで指定をするというのが前提になっておりますので、特に指定なんかを希望というか要望されている地区もございまして、十分その辺は検討して、ただ、県道であっても市が指定はできないのかということも十分含めてですね。それと、ただ緊急道路に指定しますと、その使うについての制約がかなりかかりますので、その辺が避難していただいた後はいいんですが、後の復旧の部分というか、そこまではいきませんが、とにかく緊急道路の制約という部分もございまして、その辺も十分ご理解もいただきながら、必要であれば指定も検討しながら、十分避難経路なりの確保ができるような体制を今後とっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

中村久雄委員

済みません。それで、今の緊急道路の制約というのはどういうことなんですか。

内系危機管理室主幹

室付主幹の内系です。

緊急輸送路については、言葉のとおり緊急時に輸送を使うための道路という形になりますので、一定の制限がかかった場合は、その道路にその緊急車両なり緊急に輸送はする車両以外通れなくなるという形があって、一般車両が通れないという形があると。それで、今、生活道路になっていないところについては、逆にそれが道路として使えなくなるといふことで弊害が出るかもしれない。そういったようなことの説明だったという形で思っております。

以上です。

中村久雄委員

では、それでまた資料をお願いいたしたいと思います。

ほか、いいですかね。

小林博次委員長

いいですよ。

中村久雄委員

あと、その緊急アクセスルートの確保も関連して、これは4番の地域防災になるかと思うんですけども、やはりこの復旧するのに、道路が閉鎖した後、やっぱりすぐには電柱の埋設化もできないだろうし、木も倒れるだろうし、ということで、やっぱり地元のその各地の土木業者との協定なんかもいろいろな協定を結んでいると思うんですけども、やはりいろんな資機材を持っている土木会社の協定というのはどの程度進んでいるのか。

吉川危機管理監

その点につきましては、まとまった団体として建設業協会がございまして、そこと協定

しております。適宜で、この前もいつでしたか、昨年でしたか、お邪魔をして、いろいろ協議をさせていただいたりもしております。それと、業者が、協会への入会の業者がふえれば、ふえた業者ごとに協定もさせていただきながら、すぐに道路警戒等で動いていただけるような体制をとっておりますが、さらにその辺を細かいところまで、詳細も協議をしながら体制を整えていただきたいと思います。

以上です。

中村久雄委員

その辺がこの（４）の地域防災力になると思うんですけども、そのデータというのが地域の自主防災隊にまで下りていくやつなんですかね。

吉川危機管理監

今ご指摘のとおり、その辺が、地区防災がある程度把握していただいている部分もあるんですが、例えば重機を所有のそういう業者とか、地区ごとにリストをつくっていただいたりしております。ただ、それが非常に個別的であって、全市的に危機管理室から提供したという部分もございませんので、その辺も含めて今後見直しのところで、そういった地区とも連携をとって、何とか業者協会のほうとも連携をさせていただいて、うまく地区が把握できる体制、それから、全体をやっぱり危機管理室として把握をしておくということがまだちょっとできておりませんので、早急にその辺も対応をしていきたいと思えます。

以上です。

中村久雄委員

（４）の項目なんんですけども、地域のやっぱり安心感につながると思いますので、その辺はまたそういうデータがあるのだったら下ろして、業者と地域と市というのがちゃんと相互理解の上で、これが使えるようになってほしいと思えます。

ちょっと戻っていいですか。津波想定。津波想定でのあの想定で、津波高と。それで、川もたくさんあると思うんですけど、川の遡上についてどういう、何かそういう。

小林博次委員長

できれば資料請求にとどめてもらえますか。

中村久雄委員

というので、川の遡上についての資料請求を、そういうものを、データでまとめたものがあれば。

内糸危機管理室主幹

室付主幹の内糸です。

まだ、今、内閣府が出したところが、津波高の高さのところだけであって、実際どこまで浸水するのか、浸水域であるとか、浸水深、どのぐらいの深さであるのかとか、河川の遡上によってどういったような浸水するのかというところまでは、現在まだ出てないような状況であります。今後そういったデータも出てくる見込みはあるんですが、今のところ国のほうが早急に出してきたものは、震度と津波の高さというところであって、まだその四日市市についても1地点だけしか出てないところもありますので、今後詳細なものが出てきましたら、また情報提供をちょっとさせていただきたいと思うんですが、現状は今そのような状況になっております。

以上です。

小林博次委員長

よろしいか。

中村久雄委員

それは夏ごろの話になってくるんですかね。夏以降、夏以降ですね。

吉川危機管理監

先ほどご説明のとおり、第1次報告ということですので、さらにそれがワーキンググループで調査されて、浸水域とそれから被害、建物被害とか、そういったところまでは出て、順次夏には出てくると思いますので、そういったところで確認をさせていただいて、河川遡上等の資料が出れば、また提出をさせていただいてご説明したいと思います。

以上です。

中村久雄委員

よろしく申し上げます。

市の防災体制に戻りますけれども、この警戒体制の中の警戒初動で1人という人員配置で、1人で何ができるのかというので、連絡調整でこの体制のレベルの連絡調整と情報収集。状況により警戒体制に迅速に呼応できる体制というのをうたっていますけれども、やはりこれは複数でやっぱり見ないことには、1人でしたら、電話がかかってきても1本しかとれませんし、トイレも行けないし、必要最低限の人数を確保するという、必要最小限の人員を配置しとっていますけれども、その必要最小限というのは、やはりこの警戒に対しては複数が必要じゃないかと思うんですけれども、その辺の見解は。

吉川危機管理監

警戒初動のこの体制のとり方なんですが、そこにも書いてございますけれども、例えば風水害であれば、警報が出た段階で、まだ被害が出るような状況でもない。警報は出たけれども、まだ大したことないなというふうな、そういう段階の初動体制ということでございますので、そこにもございますように、危機管理室はもちろんでございますけれども、即対応しなければいけないところはそれぞれのマニュアルで複数、ある程度の人数、対応できる人数を、即座に対応できる人数を出しているということで、あくまでも各部の中で1名というのは、比較的すぐに災害対応するようなところではないところで、連絡体制をとっていただくという部分で1名ということでございますので、今後いろんな体制については地域防災局の中で見直しもしていきますので、そういったところを含め、ないかどうかも十分こう検討させていただきますが、今のところはそういうすぐに必要な上下水道局であるとか、都市整備部であるとか、そういったところに対応できるということの趣旨でございますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

中村久雄委員

これから見直すということですので、本当に仕事をする上では1人ではやはり手落ちがあったり、無理が出るので、こういう災害が警戒されている中で、やはりこの市の体制として複数というのは必要最小限というふうに思うので、ぜひその辺強く訴えていってほしいと思ひます。

吉川危機管理監

先ほども体制の見直しということも申し上げましたので、その後でも十分各部とも調整しながら、緊急のときに対応できないということではいけませんので、本当に危機感を持って、そういうところから見直しができればやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

中村久雄委員

そういうことで、夏以降、大きく変わると。やはり行政の役割として、ここまでは行政が守るよと。あとはもうそれ以上のことが来たら、逃げてくれよという想定が、この夏の中央防災会議で出るかと思うんですよね。人員の話ですけれども、先ほどの話の中で、もう去年も6名で一生懸命やっていたというのはよくわかる。よく、それは認めますけれども、幾ら一生懸命やってももらっても、やはり遅れてもいけないし、やっぱり今この時期でできることはスピード感を持ってやっていかないことには、何の、一生懸命考えていても、できなかった間に津波が来たら意味がないことですから、言っても、まだ、このどこまでするかということがはっきり決まってない段階で、コンビナートの防災のときでも感じましたけれども、各コンビナートも、市は言ってくる、県が言ってくる、国が言ってくるということで、幾らコストがかかっても仕方ないということがあるので、この夏の中央防災会議が出た時点で、この仕事、今もたくさん仕事が出ていますけれども、危機管理室に。どれだけあるのだということ、これで必要な人数はこれだということ、仕事に合わせて、人員に合わせて仕事するんじゃないで、仕事に合わせて仕事してほしいと思います。だから、人員をこの夏の段階でもう補正、夏で契約して来期になるかわかりませんが、やらないといけないことは今スピード感を持ってやらないといけないのですから、そういう意味でしっかり人員体制の確保に向けてこの努力してほしいです。この10人で、これでもう体制はできますわ。少数精鋭で頑張りますわ。気持ちはよくわかりますけれども、これでは命は守れないと思います。よろしくお願いいたします。

吉川危機管理監

ご心配いただいたと思うんですが、10名でできる限りやるということも申し上げており

ますけれども、ただ、兼務要員もさらに十数名おりますので、各部にご了承いただかないといけないのですけれども、緊急事態の場合だということで、使わせていただくところは使わせていただこうと、私の権限でと思っています。

それと、必要があれば、嘱託職員であっても臨時職員であっても人数をふやしながらか、手が要るときはそういう対応もしながら、とにかく10人が、正規は何をすると。それから、手助けの要るところはそういった緊急の対応もしながら、兼務要員も使いながらやっていきたいと、遅れることなくやっていきたいと思いますので、ぜひご支援をいただきたいと思います。

以上です。

中村久雄委員

これは全庁的な話になりますけど、予算も、この要望をするということが今後の災害がもし起こったときの被害を少なくできることですから、そこで必要なこの中央防災会議から出たときに、これはやっていこうということは思い切って、それが一番市民のニーズに、今の段階は、安心感につながるニーズだと思いますので、ぜひそういう予算要求に関してもしっかりやってほしいなど。人員も予算もつけて、これはやらないといけないのだということを、また契約をまとめて、また、この中でも意見をどんどん出して協力していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

小林博次委員長

この各常任委員会の所管事務調査の中で、防災体制に関連して、例えば感染症対策だとか、そういう、どういう組織で対応するのだかと、病院ですね。それから、介護施設だとか、そういう人たちが防災体制の中にどんなふうに組み込まれているのかね。この示してもらった中で、そういうものは全部やれるということですかね。

坂口参事兼危機管理室長

済みません。危機管理室室長の坂口でございます。

感染症と、ほかにもあろうかと思うんですが、この辺につきましては対応部局と危機管理室を含めたほかの関係部局と協調を持って対応していくということで、ここということ

で、すべてそこに任せるのではなく、必要関係部局が協力し合いながらやっていくということ考えております。

小林博次委員長

そうすると、この体制の中に、組織図の中に、例えば市民病院が入っていますが、こういうところであらかじめ割合をつくって対応ができるようになっていて、それをこの災害対策本部の中で意見集約もできると、こういうことですね。

吉川危機管理監

きょうの資料の中でちょっと見にくいかもしれませんが、災害対策本部はもうすべてを掌握するという大前提でございますので、病院とも連携もしますし、健康部、それから保健所等も含めて地域防災計画の中で定めておりますので、そこで連携等を十分規定どおりにとって進めていくということになっておりますので、よろしく申し上げます。

小林博次委員長

常任委員会的时候にこういう意見があったので、ちょっと話題にしておかないとまずいかなと思ったんですけれども。

ほかに、市の防災体制に関連して、ありますか。

早川新平委員

今の市立病院の話でちょっとそれに関連して、今回の災害で問題になったのは透析患者たち、今、危機管理監がおっしゃったので、統括をするという、その域がね。そうすると、市立病院が機能している間はいいいんだけど、最悪そういったところというのは、病院が対応するのか、危機管理室がリードをするのか、そのところも、今その話があったので、ちょっとお伺いします。

吉川危機管理監

東北地方の例もそうなんですけど、今ご指摘のとおり特に病気を持ってみえる方、それから透析の方は、東北地方の例もあるんですが、危機管理室ですべてを指揮することはできません。ただ、総括指揮をして、例えば病院なら病院管理者等で病院関係での連携のテ

ーマとか含めて現場対応と、それから病院関係のその連携の中で搬送して、例えば空輸で搬送して対応するぐらいのところまでやっていただくということで、総括指揮はしますけど、その辺は病院それぞれの対応になろうと思います。ただ、その辺のつくりといいますか、仕組み、ルールというものを危機管理室としても確認をして、そして、空輸が必要であればヘリ等の対応もありますし、特に三重県ではドクターヘリが動き始めておりますし、そういったもの、それから防災ヘリ、それからヘリの運営協定もありますので、そういったものは活用をどういうふうにしていくのか、もう少しルールが明確に確認をしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

早川新平委員

ありがとうございます。

そうすると、今のお話の中で、きちっとこれからルールというか体制づくりをしていくというお話だったんですけども、病院の主導でやるのかね。それとも危機管理室が協定をその前に結んでおくとか、いろんな形があるじゃないですか。こういったところは、こういうパターンのときはこちらにお願いをするとか、その部分は体制づくりというのは早急にやっぱりやっていかないと、いざ事が起こってからでは難しいと思うので、そのところも多分会議の中で出ると思うんですけども、そういったところもやっぱり体制は整備しておいて、スムーズに移行されるような形をやっぱりとっていかないと、特に弱者で命にかかわることが出てくるということで、そういったところはお願いしたいですね。

吉川危機管理監

ちょうど昨年7月に設置をさせていただきました初動会議の中で、医師会も入れさせていただきました。それから、三重県の日赤のほうも入っていただいている。それから、自衛隊、警察、それから消防という連動する初動機関は全部入っておりますので、そういったところでも課題とさせていただいて、医師会、それから病院のほう、内部は病院になりますが、どういうことにルールでしていくかと。ただ、あくまでも総括指揮と申しあげましたけど、どこへどう運べとか、そういう指示を出すというのはやはり危機管理室が大きな支持はする必要があると思いますので、そういう意味ではきちり指揮をさせていただいて、その上で実務は動いていただくと、そういう体制、指揮体制をとっていきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

小林博次委員長

よろしいか。

(3)の項に関しては、大体こんなところでとどめたいと思っておりますが、これは、何回もいいますけれども、(1)から(5)までは行政側の現在の対応を含めて、途中で中央防災会議からいろいろ出てくるでしょうから、もしくは県から、それをあわせて審議していくということで進めていきますが、これが終わってから、今度は地震が起こったとき、発災から情報伝達、避難、それから、復旧、復興、ここまで、また話題にして問題整理をさせていただきますので、さまざまな資料要求がありましたら、正確にひとつ検討しておいてください。

とりあえず(3)の項はきょうで終わって、次は(4)に移っていきたいと思っておりますが、きょうの議題として、その他、行政視察報告書、これ、皆さんに前回お配りをしました。少し修正意見もいただいておりますが、さらにあるなら追加して、成文にしたいと思っておりますが、何か意見あるでしょうか。また、あれば提案していただくということで、きょうは閉じさせていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

(なし)

小林博次委員長

では、事務局、頼みますね。では、そんなふうにさせていただきます。

樋口博己委員

ちょっと今もテーマとしていないところで、がれきのことで管理体制を聞きたいんですけど、よろしいですか。

小林博次委員長

がれき、がれきの処理な。その他の項で、それを受けていきます。

樋口博己委員

ちょっと今までの対応でお聞きしたことがありまして。

小林博次委員長

そうですか。わかりました。

樋口博己委員

県のほうがちょっと知事のほうが積極的にがれきを受け入れを表明しているわけですが、四日市市としてどこで受け入れるかという話は、市へのアンケートなんかでも現実には難しいという話になっているのは承知しています。その上で、例えばその北勢地域でどこかで受け入れるという想定している話も聞こえてくるわけですね。その中で、例えばその搬送途中で四日市市を通る可能性もあるわけ、想定しないといけないと思うんです。知事なんかも、そのがれきの搬出時の放射能レベルの基準値を国より云々、国より厳しくしたいと。搬送時の空間線量ということも、コメントも出してありまして、例えば船で四日市港に来て、そこから引き込み線で線路をずうっと走っていくと、線路の沿線とか、こういうことが心配されるんですけれども、このことに関しては現時点のお考えというか、そういうことをちょっと一度確認させていただきたいんですけれども。

吉川危機管理監

環境部のほうでいろいろ検討もされて、今、認識しておりますのは、太平洋セメントでしたですか、セメント材料の一部というふうなことで、ただ、海で受け入れるのか、港のほうで受け入れるのか、あるいは鉄道で来るのか、陸路で来るのかというふうなところでは聞いておりますが、具体的にどういう経路でというところで検討していく必要はあるのかな。ただ、先ほども言われたように、密閉度であるとか、その基準であるとか、特に搬送経路が、陸路でそれをどういう状態で搬送してくるのかということもございますので、そういう点は十分に基準値というものも果たしてそれでいいのかどうか、それより厳しいということもございますけど、そういったところを十分検討しながら、危機管理室としては総括的に把握をさせていただいて対応する必要があると思うんですが、全庁的に情報共有しながら、どういう経路になってきたということであれば、それに対して具体的な対策、対応というものも全庁的に検討していきたいと思っておりますので、今はちょっと申しわけないですが、その程度でございますので、申しわけないです。

樋口博己委員

今の想定の話ですので、そういうお答えになるのかと思っています。環境部と連携する中で、もし四日市市を通るとしたなら、その周辺住民の皆さんの説明であるとかコンセンサス等いろんな作業があるかと思っていますので、その辺しっかりと危機管理室ですので、いろんなことを想定する中で、先ほどあったように全庁的なリードをいただきながら慎重に、また、スピード感を持って、もし通るとするなら、対応をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

村上悦夫委員

ちょっと資料請求をお願いしたいんですけども、四日市市内にはがけというような非常な危険な箇所があると思うんです。

小林博次委員長

たくさん。急傾斜地。

村上悦夫委員

急傾斜地ね。そのところの震度7であれば耐えられるかとか、危険箇所を一度周知しておく必要があるかと思うんですよね、市民に。そういった意味で、資料があれば。

それと、伊坂、山村ダム、これは企業庁は注意するものですけども、以前にこの震度6、7で大丈夫かという話をしました。そのときに、大丈夫ですという単純な回答で、資料としていただいた覚えがありません。あくまでも企業庁サイドで調査しているから、そういうことになろうかと思っていますので、そのあたりの資料集めをお願いできたら。

それと、当然山間部に人工ダムをつくった経緯でございますので、周辺の農地で非常に地下水が浅いというか、浅いところまで地下水が上がってきているんですね。そういった状況の中で、先ほどの地震があったときのそういう地盤、地盤的な内容等も、あの周辺のところを一度調査する必要もあるんじゃないかと思うんですね。今までやったことないと思いますけれども、県の持っている資料、現在の資料でも一度提示してもらいたいと思います。

吉川危機管理監

がけの関係は、地域防災計画でも資料をつけておりますけれども、再度きちっと整理させていただきますが、急傾斜地ということで指定のところがございますので。ただ、それが震度のどういう震度でというのは、ちょっと想定があるのか、ないのか、なかなか難しいかなと思いますが、ちょっとその辺も調べさせていただきたいと思います。

村上悦夫委員

地質調査しないと、それは出てこないわけだな。だから、そういうところの管理が、ただ見た目だけで判断するんじゃなくて、数値でもって大丈夫だという宣言ができる、そういうことも今後市のほうでやっぱりやるべきだと思うんですね。

吉川危機管理監

液状化の調査の中には、一部、その地下水位、非常に液状化にかかわる部分でございますので、その部分も一部調査の項目に入れている部分もございますので、ちょっと範囲が限られてきますのですが、ちょっとその辺の調査ができるかどうか、ちょっと検討したいと思いますし、それから、ダムの関係は構造物でございますので、当然設計上のこともあるので、一度その企業庁ですか、所管のところへ確認も、正式に確認もし、強度的なものも当然確認が必要だと思いますので、そのあたりで資料を整えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

村上悦夫委員

お願いいたします。

森 康哲委員

マグニチュードの見直しと、今回震度が6弱から6強に基準が上げられて、それに対するマニュアルを見直ししていくということなので、その上がることによって影響が出る公共の施設、特に霞4号幹線なんかは今現在つくっている最中で、今かかっている霞大橋はたしか6強まで耐えられると。6弱の地震が来たときには、それ以上の耐震性があるように耐震補強をしたという説明を受けましたけれども、今現在つくろうとしている霞4

号幹線も6強と同じ耐震の基準でつくろうかとしていると思うんですけど、その辺のことがわかる資料をつくっていただきたいと思います。

吉川危機管理監

6強に変化したということでございますので、その辺ちょっと確認をさせていただいて、資料があれば提出させていただきたいと思います。

以上です。

小林博次委員長

よろしいか。

それと、直下型地震は震度7で、四日市市の場合、対応しているので、企業群も。今度のものが、6弱が6強に変わって、そうすると、四日市市としては震度7で対応しているということですから、そのあたりどんなふうに整理しているのか、整理しようとしているのか、ちょっとよくわからないな。だから、海洋型地震と直下型地震が連動する可能性もあると、こういう指摘もあったので、また、どの辺にどんな断層があるのか、調査がしてあるのなら、そういう関連の資料なんかも用意してもらおうとありがたいと思うんですけどね。これは、(5)の地震に強いまちづくりの項で論議したいと思うんだけど、資料だけはできるだけ早く調査してください。

資料請求、ほかによろしいか。

ちょっと相談したいことがあるんですけども、その他の項で。

議会でこの前から話題になっています、小川委員から問題提起された、市はお金を出したらどうだということもあったんですが、さまざまな東日本の大震災で、議会もこの前お金をいただいてありがとうございます。また、4月7日、8日の桜まつりでたくさん集めていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思うんですけど、単にお金を送るだけではちょっと不十分かなと。東日本の話を聞いていると、何か入札しても実際にまとまるのは2割ぐらいで、どうしてその不調になるのかと聞くと、人件費が5割アップしていたり、資材が足りなかったり、それから、職人がもうほとんどいないので、もうやるにもやれやれないのだということで放ったらかしになっているわけね。現実には、でも、逆にこっちのほうでは、引退して、少々ならよくやるよというのも随分耳に入ってくるんですけど、さまざまな支援というのはできるんじゃないかと思うんだよね。だから、一度親身になっ

て、危機管理室でどれくらい捉えているのか知りませんが、また、委員の皆さんの間でも何か考えておられること、もし考えてなかったら考えていただいて、まだ、2回3回委員会を開いていきますから、できるだけ早く意見をまとめて、その災害支援についても少しこの委員会の範疇から外れるんですけども、行政側に少し提言させてもらおうとなと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思うんですが。だから、その他の項で、そんなことをこの次に少し話題があればまとめさせていただいて、対応させていただくということで、きょうのところは確認させてもらいたいと思うんですけども、そんなことでよろしいか。

(異議なし)

小林博次委員長

じゃ、一つ考えて。余り大きいことを考えてもらおうと、頭でっかちで行動にならないということがあるかわかりませんから、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、がれきの受け入れなんかも、何かできるだけ早く具体的に決めてあげないと、がれきがあるから復興できないと聞こえるんだけど、がれきの積んであるところは、家を建てる予定はないので、実際にはそんなことを理由にされると困るから、している理由にしているから、だから、早く少しでも受け入れてあげると、理由がなくなると、実際に山を買って、山を削って、家を建てるという作業に入れるのかなというふうに思いますから、その点ひとつ行政側でもしっかり対応してあげてください。

吉川危機管理監

今ちょっと支援の話が出ましたので、少し申し上げておきますと、3月の月末に2名現地へ派遣しまして、石巻市、それから東松島市へ行まして、いろいろニーズはとってきているんですが、なかなか行政が直接の話はまだまだなんですけれども、ただ、その辺のニーズも受けまして、4月中にはまた記者発表もさせていただくかわかりませんが、情報も事前には出させていただきますけれども、仮設住宅が非常に長く受け入れが続いているということで、その辺のケアという部分で支援をさせていただこうかなというふうに考えております。ただ、それで、さらにいろんなニーズも聞きながら、行政対行政という話にもなってこようと思いますので、石巻市は継続して1名、上下水道局の職員をさらに派遣

していくということですが、それに限らず、ただ、ポイントを絞らないとできませんので、四日市市が東松島市に特化するのか、いろんな考え方がございますが、今ちょっとそういう段階で検討中でございますので、少しご報告だけさせていただきます。

以上です。

小林博次委員長

ありがとうございます。

では、きょうの委員会はこれで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

小林博次委員長

では、ありがとうございました。

11 : 59 閉議